

◆問合せ先

青森地方裁判所総務課庶務係
☎ 017-722-5421

募 集

令和4年度モニター募集
について

海上自衛隊大湊地方総監部では、基地周辺にお住いの皆様から自衛隊に対するご意見・ご要望を頂くために次のとおりモニターを募集します。

◆募集人員・任期

- ①募集人員 6名
- ②任期 2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日まで)

◆活動内容

- ①護衛艦見学、基地見学、大湊地方隊の各種行事への参加等
- ②アンケートへの回答及びモニター会議への出席

◆モニター資格(応募資格)

- ①大湊基地周辺に在住する満20歳～65歳までの方
- ②防衛問題、自衛隊について関心があり、協力意思をお持ちの方

◆応募要項

氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号をご記入のうえ、官製はがき・FAX又はメールでご応募ください。

◆応募締め切り

12月17日(金)

◆その他

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆申込み・問合せ先

〒035-8511
むつ市大湊町4-1
海上自衛隊大湊地方総監部総務課広報推進室
☎ 0175-24-1111
(内線:2304)
FAX 0175-24-1640
✉ orh-kouhou@inet.msdf.mod.go.jp

一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないよう納めましょう。

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、ねんきんネット等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、むつ年金事務所にお問合せください。

◆問合せ先

東通村税務住民課住民G
☎ 0175-27-2111
むつ年金事務所
☎ 0175-22-4947

お知らせ

裁判員制度
まもなく名簿記載通知を
発送します！

本年11月中旬頃に令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方に、通知をお送りします。これは、来年2月頃から約1年間、裁判員に選ばれる可能性があることをお伝えするものです。青森県内では、639人に1人が裁判員候補者に選ばれることとなります。

お知らせ

国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象
です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

- ①令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
→ 令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
- ②令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)
→ 令和4年2月上旬

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万